

牛久市教育委員会 3月定例会会議録

1. 日 時 令和5年3月23日(木)午後1時30分
2. 場 所 ひたち野リフレビル 4階 第3会議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・吉原 英夫・八木橋 晴美・宮本 芳子
4. 委員以外の出席者

教育部長		吉田 茂男
次長兼学校教育課長		川真田 英行
次長兼スポーツ推進課長		高橋 頼輝
教育企画課	課長	吉田 充生
指導課	課長	河村 博行
文化芸術課	課長	糸賀 珠絵
生涯学習課兼中央図書館		
	課長兼館長	斎藤 正治
学校教育課	課長補佐	森田 明
学校教育課	課長補佐	野口 治
指導課	課長補佐	山口 明
指導課	課長補佐	飯田 千枝美
文化芸術課	課長補佐	山越 義弘
生涯学習課	課長補佐	池田 健一
スポーツ推進課	課長補佐	保坂 正博
教育企画課	課長補佐	山口 功
教育企画課	副参事	近藤 絹
5. 欠席者 文化芸術課 課長補佐 木本 拳周
6. 会議録署名人 吉原 秀夫
7. 議事事項

議案第 8号	審査請求の裁決について
議案第 9号	牛久市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第10号	牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
議案第11号	牛久市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
議案第12号	牛久市「部活動の運営方針」(改訂版)について
議案第13号	牛久市就学援助規則の一部を改正する規則について
議案第14号	牛久市子ども読書活動推進計画(第3次)策定について
議案第15号	牛久市スポーツ推進計画の策定について
報告第 5号	牛久市文化芸術振興計画における進行評価(令和3年度)について
報告第 6号	牛久市スポーツ推進委員の退任について
報告第 7号	牛久市幼稚園バス運行に関する内規について

- 報告第 8号 令和5年度学校医・学校薬剤師の委嘱について
- 報告第 9号 令和5年度産業医の委嘱について
- 報告第10号 令和5・6年度牛久市スポーツ推進委員の委嘱について
- 報告第11号 牛久市大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について

8. その他

<p>教育企画課長</p>	<p>出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。</p>
<p>教育長</p>	<p>こんにちは。せっかくの桜なんです雨が雨で少しもう散り始まっちゃいないほうがいいなというふうに見ています。</p> <p>今日、実は学習院女子大学の学長から、学習院女子大学の本が、テキストができたんだと。地域活性化とSDGsへの道標っていうんですが、教育のところはおくのが載ってまして、おくの義務教育学校が数十ページ載っていて、これが教科書になるということで、おくのSDGsの取組を総合評価された本ができました。2年後、3年後に向かって、おくのが進んでくればいなど、新しい校舎に新しい教育が入ってくればいいなと思っています。</p> <p>おとといちょっと困ったことがありまして、かっぱ祭りの実行委員長が来て、かっぱ祭りを復活させたいと。今までどおり出てくれって言うんですね。これは非常に学校にとってプレッシャーでありまして、3年間ブランクあって、だれも踊り分かっていないものは誰もいないと。なおかつ、新しい学習指導要領になって、陸上記録会潰れ、合唱潰れました。同じことを繰り返し繰り返しやって、形を整えるような教育は、もうやめなさいというご指導があつて、小学校の運動会も半日になったということで、そういう形を整えることが、一人一人の学びが適さないと言いながら、かっぱ祭りの要請が来てしまったというので、どうしようかということで、このことを中学校の校長先生方6校に提案しているんですが、みんな困っているという現状で、全ての子供が小中学生が祭りに参加しないというのも、これも困ったものですが、学校教育の中であの踊りをやっていくという時間、教師の負担、意味、そういうものがどう捉え直したらいいんだろうということで、困っているというのが今の校長先生方の現状であります。もっと早く提案もらえれば何とかすることもできたんですが、一昨日だったか、20日に提案されたので、もう動けないという状況でいるような状況がありまして、これからはコミュニティースクールをしっかりと立ち上げて、地域で子供たちを育てて、地域で何か参加するような形でもつくっていかないと、学校教育の枠内では難しい状況になっているなと思いますので、まずはその辺の状況もお知らせしながら、教育委員の皆様と考えていければなと思っています。</p>

教育長	<p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 吉原英夫委員を指名する。</p>
教育長	<p>初めに、議案第8号「審査請求の裁決について」であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により出席委員の3分の2以上の多数で議決したとき、これを公開しないことができます。</p> <p>本議案については、非公開にしたいと思いますが、委員の皆様にお諮りします。非公開とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>全会一致で非公開と決定</p> <p>*****</p> <p>議案第8号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>以上で、委員会の非公開を解除します。</p>
教育長	<p>次に、議案第9号「牛久市奨学金基金条例施行規則の一部を改正する規則」について、事務局より説明をお願いします。</p>
教育企画課長	<p>議案第9号についてご説明いたします。</p> <p>資料のほう見ていただきますと、一番後ろに新旧対照表がございますので、こちらのほうで説明いたします。</p> <p>こちらについては、文言の訂正がありまして、受給者の条件ですね、第3条に、生活保護法の情報が引用されているんですが、その第1号というふうに記載されてあるものを、こちらの合間に、第1項に修正するという改正でございます。</p> <p>以上です。</p>

<p>教育長</p>	<p>議案第9号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、議案第10号「牛久市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>教育企画課長</p>	<p>続いて、議案第10号についてご説明いたします。</p> <p>事務局組織規則でありまして、主に各課の分担事務について、分析してきていることとなります。</p> <p>最初に、すいません、一番後ろの新旧対照表を見ていただきますと、こちらの文言の改正ですのでこちらから説明させていただきますと、第8条ですね、現行では教育部長が各課にグループリーダーという役職があるんですけども、グループリーダーの選任というのは、教育部長がこれまで教育部長がすることになっていたんですが、何年か前からリーダーの改正がありまして、市長部局のほうでは既に課長が指名することになっておりまして、こちらまだ改正が漏れていましたので、今回修正するものでございます。課長というふうに修正いたします。</p> <p>元に戻っていただきまして、2枚目ですね。こちら、事務分担について記載してあります。</p> <p>まず教育企画課なのですが、1枚めくっていただいて、教育企画課の表の中で、めくっていただいて左側の18番からあると思うんですけども、その(25)というところで、大会出場、(中学校及び義務教育学校に関するものを除く。)の支援に関する事。大会出場の援に関する事ということ、これまで教育企画課で担当しておったんですけども、今日の最後に報告で上げさせていただきますが、大会出場補助金という明記がありますが、こちらの担当につきまして、大会出場というのは高校生、市内の高校生が関東大会以上の大きな大会に出場する際に補助金を出しています。そのスポーツに関しての補助金ですので、今後はスポーツ推進課のほうで、スポーツに関する規定を一括して事務を担当したほうが、小中高という一貫したサポートに関して、市の施策として、情報掌握しながら進めていったほうがいだろうということで、事務を移管しようとするものです。ですので、スポーツ推進課のほうに移管するというところでございます。</p> <p>それと、右側のページに行きまして、生涯学習課の(1)から(16)まであるんですけども、生涯学習課の(16)というところに牛久市生涯学習センター、女化成年研修所その他の社会教育施設の管理運営に関する事というように書いてあるんですが、女化成年研修所は今年の初め、既に担当が文化芸術課のほうに変わっておりますので、文化芸術課のほうに移管するという事</p>

	<p>です。</p> <p>それと、また一枚めくっていただきますと、また、文化芸術課の内容なんですけども、文化芸術課で（１）から（１２）までであると思います。</p> <p>１２番、市民文化祭に関する事。こちらは、文化祭がこれまで生涯学習課のほうで担当しておりますが、やはり文化団体との接触等は文化芸術課のほうに関わりが多いということで、市民文化祭については文化芸術課で担当しようということで、こちらのほうに移管しようとするものです。</p> <p>それと、右側のページに行きまして、生涯学習課の欄が続くんですけども、１５、１６、１７とありますが、（１７）番、牛久市役所出張所設置条例施行規則ということで、こちらはですね、三日月橋生涯学習センターと奥野生涯学習センターでは、証明書の発行事務というのをやっているんですけども、証明書の発行事務というのは、市長部局の仕事なんですけども、事務の効率性のために教育委員会の職員が事務を執っているわけですね。その規定がちょっと現行法、現行の例規上にはないので、これを明らかにするために、この市役所出張所設置条例の施行規則によって、施行規則に証明書発行事務というのがあるんですけども、それは教育委員会で補助執行というように、専門用語なんですけれども、教育委員会の職員もできるようにするという規定を盛り込むということを加えるものです。</p> <p>すみません、これ市長部局で交付されておまして、加筆していただくとありがたいです。令和５年、第４号というふうに交付されておりますので、令和５年規則第４号というふうに加筆をお願いいたします。</p> <p>最後に、スポーツ推進課ですが、その下ですね、（１１）、（１２）。（１１）が大会補助に関する事、これは、教育企画課から移管した大会補助についてもここに含まれておまして、（１１）となっております。</p> <p>それから、運動部活動の地域移行、（１２）ですね。こちらのほうも地域行政のほう、これまで入っておりませんでしたので、加筆修正しております。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第１０号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、議案第１１号「牛久市教育委員会事務決済規程の一部を廃止する訓令について」事務局よりお願いします。</p> <p>続いて、１１号についてご説明いたします。</p> <p>こちら事務決済規程で、決裁を専決の専決権者が誰であるか、いわゆる印鑑を誰にもらうかというような内部の規程でございますが、一応このページで</p>
--	---

	<p>教育部長さんの欄があります。7番、8番、7番が大会補助に関すること、8番、学校への寄附に関すること。7番の退会補助に関することについては、先ほど申し上げたように事務が移管するので、教育企画課からは外れるということ、それと学校の寄附の受理に関することは、学校教育課で行っておりますので、そちらのほうに既に事務は移管しておりますので、例規のほうを修正いたします。</p> <p>それと、1番めくっていただいて、右側のページになります。学校教育課の表が続いているんですが、その13番、学校への寄附の受理に関すること、これを教育企画課からこちらのほうに加筆いたします。</p> <p>それと、文化芸術課の決裁規程なんですけれども、3番文化財の保護及び保存並びに関係施設の管理に関すること。重要なものについては教育部長で、軽易なものは課長となっているんですが、これをその重要、軽易というものの判断をなくすようにして、全て教育部長の決裁にするというようなものです。3番、6番、それと9番、11番については、教育部長決裁というように改めました。それと、12番については部長決裁というように改めております。</p> <p>それと、隣のページのスポーツ推進課。9番、スポーツ大会出場補助金に関することということで、先ほど申したように大会出場補助金の教育企画課から、それと併せて9番で教育部長決裁というふうにしています。</p> <p>また、次のページに移っていただいて、右側のスポーツ推進課の欄なんですけれども、9番の大会補助に関することの12番、運動部活動の地域移行に関すること。組織規則を改正していますが、そちらについての決裁規程をここに入れております。</p> <p>それと、最後になりますが、右側のページ、中央図書館というところなんですけれども、7番、8番、図書館の広報については部長決裁で、図書館のホームページに関することは課長決裁にそれぞれ規定しております。</p> <p>変更点は以上です。</p> <p>議案第11号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、議案第12号「牛久市「部活動の運営方針」(改訂版)について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>では、事前にお配りできなくて申し訳なかったんですけども、1枚、部活動の運営方針の主な変更点という横の表のほうを配布させていただいたんですけども、恐らく進路の希望に合わせです。</p> <p>まず簡単な経緯をご説明しますと、令和4年の2月に、県のほうが、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する有識者会議というのを設置しまし</p>
教育長	
指導課長	

て、その議論の内容が令和4年度5月に示されました。この提言を受けまして、県のほうが部活動の運営方針を改定しました。この県の改定を受けまして、本市の運営方針も改定するというをいたしました。

ご準備いただいた部活動の運営方針の点で、簡単に主な変更点をお伝えいたしますと、まず1つ目は活動時間管理の徹底ということで、活動時間のほうが程度から上限というふうに変わっております。1週間当たりの上限が11時間です。それから、休養日なんですけれども、文言が多少変わっておりまして、土日どちらか活動した場合には、古い方ですね、現行では、休養日を平日の1日振り替えるというふうになっていたんですけれども、改定のほうでは、休日は休日に振り替えるということになっております。

それから朝の活動については、現行では、総体や新人戦、大きい大会の1か月前程度はやってもいいというような状況になったんですけれども、改定では、大会直前という理由だけでは駄目ですよというようになっています。

それから適切、2番目、2段目の適切な運営のための体制整備というところで、現行はそちらに書いてあるとおりですけれども、改定のほうでは、生徒による主体的な企画、運営の導入をしますということになっています。それから、費用負担、部活動の位置づけの見直しということで、こちらは後ほど詳しくご説明します。

それから、方針等の策定というところで、今まで活動実績のほうは公表していなかったんですけれども、活動実績のほうも公表するというようになります。

それから、3段目ですが、改定のほうですけれども、生徒が希望すれば、地域での活動を含めて様々な活動を同時に経験できるようにするというような文言を入れました。

それから、改定のほうですけれども、地域移行の推進という項目がありまして、2番目の地域移行がありますが、7年度末までに休日部活で部活動指導を担う教員がゼロというふうになっております。

それから、4段目なんですけれども、改訂版としては、複数顧問制の推進ということで、部活動数を精選して複数顧問交代での単独指導を徹底する。部活動指導員の任用に努めて学校に配置するというような文言のほうを加えております。

大まかにはこのような改定になります。

先ほどの、少し詳しく改定について説明いたします。こちらの冊子のほうのページが載っていないくて申し訳ないんですけれども、1枚、2枚、3枚、4枚目になります。

具体的方策、(1)望ましい運営体制の構築とありまして、ア、イのイのところなんですけれども、こちらが新しく付け加えたところです。一番上の丸なんですけれども、部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であるというふうに書かれております。ただ、人数が少ない部活だったりすると、また貧困家庭であったりすると、運営が立ち行かなくなるような状況が考えられます。一方で、活動未加入生徒とその保護者に対しても十分配

	<p>慮するというような言葉も書いておりました、学校のほうでも実際にこれを運用していくとなると、いろいろ課題が生じてくるところが予想されまして、今回この場で同意を得ていただけた際には、速やかに学校に周知というふうに考えていたんですけれども、先ほど説明したように、学校のほうで課題が生じる可能性がありますので、少しこう、試行ではないんですが、こちらの方針で施行した上で、学校の課題等把握して、多少修正を加えた上で、改めて学校に周知して運用していきたいというふうに考えております。</p> <p>そこで、表紙のほうに3月と書いてありますが、3月中の周知ではないってことをちょっとご了承していただけたと思います。</p> <p>私としては以上です。</p>
教育長	<p>質問等ございますか。</p>
石井委員	<p>今、ご説明があった、まだ今のこの部活動のPTA絡みの話なんですけれども、実際に会費の問題等が絡みますので、ここでは校長が説明する、全保護者に対して説明をするという文言があるんですけれども、事前にPTA役員と十分なすり合わせをしておかないと、やはり全保護者にいきなり言われるとかなり唐突感があるのかなと思いますので、そこは丁寧な対応が必要かなと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
す	<p>石井委員は県P連の会長だったので。なので、受益者負担を原則とするとなったら、部活動に入っている子供たちからだけ集めなさいって話になると、野球部は、だから3人ぐらいしか入っていない子供に、野球のプロテクターを自分で買えという話になってしまうのかと。昔はPTAから、各部課に割り振ったんですね、野球部10万、サッカー部10万、バレー部10万とかって。それを、これやるなって言っているのかなって思うと、この文章出している県は、今のお金のことはどう考えているのかなと思っちゃうんですねこれ。PTAに説明して、受益者負担で動かしていけって言ったらますます子供の少ない部活動は。もともとPTAって互助会じゃないんですから、PTAの金っていうのは、全ての子供にも会費は反映するっていう方向だと思うんですね。でも、そうじゃないような方向に出てきているので、これはどう解釈したらいいのかなと思って。昨日の野球見て、さあ入ろうと思ったけれども、キャッチャーのプロテクターや何か全部自分で買えみたいな話になったら、これは難しい話になっちゃうのかなと。これ平気で県はポツと出すんですね。市町村の教育委員会は無条件でこれを学校に下ろすんです。これが、さっきの吉原委員の話じゃないんですけれども、やっぱり市教委で止めないと、そのまんま何か下ろして、その吉原委員おっしゃるように、末端のことを考えないまま下ろせばいいという</p>

<p>吉原委員</p>	<p>話になっちゃうとあれかなと思うんで、ちょっと止めておいたほうがいいかなっていうところがあります。</p> <p>これ、国県から来ているからあれなんでしょうけれども、でもさっき河村課長さんが言ったように、実際にこれを運用しようとする、各学校ですごいろんな問題が出てきますよね、ケースバイケースで。そういうときに一律で、これはこうだからこうしてください、こうしなさいってなったときに、うまく私は行かないような気がするんですね。教育長さっき心配されたように、お金の面もそうですけれども、やっぱり指導者の部分でね、指導者が見つからなかった時、じゃあその部活動はどうするのということ、そこまできちんと考えておかないと、指導者がいませんから日曜日の活動はしませんということになったときに、どうなっちゃうのかな。やっぱりこの問題は、もっと時間をかけてきちっと基盤を整備してからやるべきだったと思うんですよね。それが、予算面も全部丸投げでやっちゃっているんで、スタートしてみて、その都度、教育委員会で校長先生たちとやっていかない限り、多分、立ち行かなくなるような心配がしますよね。もし私が現職でいたら拒否しますね。これ、うちの学校の実態に合わせてやらせてほしいっていう声のほうが大きいのかなと思うんですけれどもね。その上で、PTAの人たちに、うちの学校はこういう活動をしたかったのでこういう協力をしてほしいと言うんだったら、保護者も地域も努力できると思うんですけども、今のままで行くとせつかくこう地域とのうまい関係がばらばらになっていってしまいそうな気がするんですよね。うまく校長先生たちに伝え、先生たちに伝え、そして、何よりも子供達に伝えるのが、こううまくこう考えていかないと、今まで積み上げてきたものがまた崩れてしまうのかなど。机上の空論でやっていたことが、現場にどれだけ弊害を及ぼすのかっていうのはやっぱり教育委員会としてもう少しく詰めておいたほうが私はいいいのかなと思いますね。</p>
<p>石井委員</p>	<p>このまま上から下ろせば、間違いなく学校不信につながりかねないという非常に危惧しているので、そこは丁寧にやっていく必要があるのかなと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>八木橋委員、宮本委員はどうですか。八木橋委員、部活ガンガンやられた委員としてはどうですか。</p>
<p>八木橋委員</p>	<p>まさに今地域移行へ動き出しているんですけども、正直、部活動に対して、子供の保護者も不安を抱えている方が多いなって感じております。娘はバスケット部に所属しているんですけども、やっぱりこの地域移行化に伴って、クラブ</p>

	<p>チームに移行してしまうという子も多いんですね。なので、今、チーム編成がすごく難しくなっていて、バスケットは5人でやるチームなんですけれども、実際7人しか部員がいなくて、交代もままならない状況で試合に出ているんですけれども、それでも部活で頑張りたいって言っている子供たちは一生懸命活動していて、そんなさなかに、総体とかでこのクラブチームが参入してくるとか、あとクラブチームと部活を併用してやっている子は、総体に出るに当たって登録している、自分の登録するチームにしか参戦できないような、そういう取組になっているとか、そういううわさばかりが先行してしまっていて、子供たちもすごく不安を抱えながら部活をしているという状況があるので、中体連との関連もあるかもしれないんですけれども、市の正確な情報をしっかりと伝えていただけたらと思います。</p> <p>うれしい情報としては、先日外部指導者が決まったとかというお知らせも聞くので、少しずつこのチーム、地域移行が現実化しているのっていうのも実感しております。</p>
教育長	<p>僕が疎いのかもしれないんですが、中体連が、クラブも学校もどっちもオーケーになったんですか。</p>
次長兼スポーツ推進課長	<p>まだ多分、なっていないと思います。こうなる予定ですよっていう通知が回っていて、3月に総会なりをやってからあるけれどもっていうことで。</p>
吉原委員	<p>その上部団体が統一できないのでね、認めるか認めないかは競技団体によって違うみたいですね。</p>
次長兼スポーツ推進課長	<p>一応、今、案として来ているのは、先ほど八木橋委員おっしゃられたように、その地域のクラブとして出るか、学校の運動部として出るか、二者択一ですよ。両方では当然出られません。どちらで出るかは、家庭でしっかり話し合ってくださいみたいな、すごい通知だったもので、これそのまま通したらえらいことになるんじゃないかとは思っているんですが。</p>
教育長	<p>牛久三中の子供たちが牛久三中として出るのと、牛久三中地区のクラブチームとして出るのあったら、戦っちゃう、戦うわけでしょう。それもなあ。</p>
次長兼スポーツ推進課長	<p>4月いっぱいその登録の期間を設けて、地域のクラブっていうことで、総体ですとか、新人戦とか、中体連の試合に出たいんだったら登録をしてくださいと。</p>

教育長	<p>決定じゃないですからあれですけども、決定では流れていないですけども、そういうので今進めて、今度月中に、3月、4月には、4月からその申込みが始めることなので、3月中にはそういったことで、総会で承認されればそういう方向になるんじゃないかということで、というところまでです。</p> <p>そんなの、県教委と中体連で決めてから下ろしてほしいよな。知らない間にポロポロ下りてきて、現場を戸惑わせるような状況になっちゃっているような気がするんだよな。</p>
吉原委員	<p>現在やっている部活動というのは、平日に関しては、学校教育の一環としてできるわけですね。でも、土日、休日、そういうのだけ地域移行に変える、その辺がちょっと、子供たちはどういうふうに判断するのかなと思ってね。</p>
教育長	<p>そういう話なの、吉原委員のような話なの。今やっている子供たちの部活って、平日やってるじゃないすか。土日、外部指導者が来ているじゃないですか。でも、同じ部活動じゃないの。違うんだっけ。</p>
次長兼スポーツ推進課長	<p>基本的には同じ部活動なんですけれども、結局、その活動に参加して、顧問の先生がいない状態の中で外部の指導者に教わって、というふうにやるんだったら、もういっそのことほかのチームに行ってしまうって部活はやらないという子も当然出てきてしまう状況かなとは思いますが。両方が併存しているというか、平日は学校の部活動で活動します。土日は地域のクラブで活動します。どっちに出ますとなったときに、基本的には学校の部活でって、人数がちゃんといればそちらでいいと思うんですけども、先ほど八木橋委員おっしゃられたように、バスケットも5人とはいえ、結局あれって多分本来だったら10人以上いて、メンバー入れ替えてというのがあはずなので、そういったことを考えると、結局7人しかいなければ、学校の部活のほうに7人しかいなければ、地域の活動のほうだったら15人とかいたら、多分そっちに出たいという話に当然なってしまう。ただ、今、うちがモデルとしてやっているのは、あくまでも指導者を入れているだけなので、あくまでも学校の部活動としての位置づけではやらせてもらっていますので。ただ、今後はそういったバスケットで言えばバスケット協会さんがもし手伝ってくれるとなったときに、じゃあ、バスケットボール協会として総体に出ようとかって話になっちゃうと、学校の部活から人が少なくなっちゃって、学校の部活では今度出られなくなっちゃう。場合によっては、じゃあ南中と合同でチーム組みますか。クラブチームではあれだけでも、部活としては出たいという子も当然出てくると思いますので、この場</p>

教育長	<p>合にはじゃあ合同チームにしましょうとか、そういう話にはなりかねないかなと。</p> <p>一番不安なのは、子供と先生だよね。一番ね、何かきれいに落としてあげないでなと思って。まあしょうがないか。そういう難しい状況を抱えているのは部活なんですね。</p>
次長兼スポーツ推進課長	<p>あともう一ついいですか。</p> <p>地域での活動と、学校の部活と今併存しているんですけども、県としては、先ほども休日のところを変えてきたりしていると思うんですけども、土日どちらかをお休みにしなさいよ、休日は3時間になりますよというのをやっているんですけども、もしこれが土曜日に試合が入ってくると、当然3時間では終わらなくて、6時間とかってなると、2回分振り替えなさいと。本当だったら毎週土曜日に3時間ずつできる予定が1日6時間、大会使ってしまうと、2週目、3週目をお休みにしなさいと。それを地域のクラブの活動でも、そこは学校と考えを合わせてやってくださいみたいな。結局、どっちに入っている、大会に1日出ちゃうと、2週はもうお休みみたいなこともかなり。</p>
教育長	<p>地域のクラブチームに向かって、そういうルールあるんだから、大会出たら次の週と次の週お休みなんですよって、誰が言うんだっぺね。それを誰が守るんだろうなという話だよね。</p>
次長兼スポーツ推進課長	<p>結局、そこを学校と調整して、一応そこは守ってもらいたいんですけどというのが、今の県の保健体育科の考えみたいで。結局、そうすると学校との調整となると、学校の先生の手からなかなか離れないよねっていう話にはなっちゃうので、ますます負担になっちゃうんじゃないかなと思います。</p>
教育長	<p>だから、整理もできないまま、ただこうやって方針だけ下ろしてくるっていう状況なんだなと思って。だからきっとトップがこうしようって決めちゃったんで、初めにそれありきで、それが形だけ下りてきて、今のような層は、市教委や現場で受け取っちゃうという現状になっちゃっているのかな。</p> <p>そんな中で、実際、12号の裁決をします。</p>
宮本委員	<p>そしたら、このままで賛成したら、これはそのまま下りちゃう。</p>

教育長	そしたらこれは市の方針として学校へ下りていきます。 牛久市教育委員会ですから。
石井委員	付帯意見つけてって可能ですか、これにね。
宮本委員	「ただし」というのがつけられれば。
教育長	吉原委員のこの間言ったバスみたいに。幼稚園のね。
吉原委員	原則と逃げ道をつくっておくというような。
石井委員	方針定めるけれども、委員会としては、運用に十分留意とつけてというのが可能であれば、しかないですね。このまま、怖いですよ、正直ね。
吉原委員	<p>原則だけでポンと決めちゃうと、もう身動き取れないんで。必ずどこかに一部、幼稚園バスもそうですけれども、園長の判断によって可能ですよというのは、どこでも使っているの。ただ、最初から全部園長だと、もうどんどんどんどん広がっちゃうので、ルールがなくなっちゃうので、こことここは基本として守ります。それ以外に流用できるところ、それをちょっとつくっていきますみたいなのはよくやることですよ。だから、河村課長さんが言ったように、本当にこれから現場とやり合っていく中で、子供を中心に考えたときに、多分、現場はやりきれなくなっちゃうような、私は気がするんですよ。</p> <p>何かこの話をすると、谷田部東中がモデルだから聞いてこいみたいなものと言われるんだけど、地域によって違いがあるし、学校によっても全然対応が変わってきちゃうんで。教育の公平性って、今まで日本は大事にしてきたのが、何かもうお金がある子は何でもできて、お金のない子は本当に貧困で苦しんでいく。地域も同じですよ。財政の豊かな市町村は、いろんなことできるけれども、財政的に苦しいところがあれば、あれもこれも削っていく。何か、そういうのが子供たちにこれからどんどんどんどん感じ取られていくと、学校教育って、何なんだろうといつも思うのでね。何かもうちょっと、いい解決策あるはずなんですよ。</p>
教育長	付帯決議をもらうということで採決しちゃうか、追加の資料をつけて、後か

石井委員	<p>ら提案するか、どちらがいいですか。</p> <p>事務方でいいほうで。</p>
吉原委員	<p>これ、施行って、4月からですよ。</p>
指導課長	<p>まだ学校と、十分なすり合わせというか、協議っていうのができてない状況もあるので、こういう方針で考えてはいるけれども、学校として実際にそれ、この運用でやっていった場合に、こんな課題があるっていうようなものを吸い上げながら、現場が困らないようなものに、多少修正を加えていく必要があるとは思いますが。</p>
吉原委員	<p>文言だけ見ていくと、何かすごい難しくいろんな不都合が出てきちゃうのかなって、ちょっと読んでも思っちゃうので、多分現場は混乱するだろうなと思ってね。もうちょっと余裕持ってこういうのは決めてもいいのかなと思うんですけどもね。</p>
吉田部長	<p>もしよろしければ、今回もし同意を求められたとしても、そのまま学校に下ろすというのは大変不都合があるだろうという、委員の皆さんのご指摘なので、今回の場合に、継続審議という形で1回保留、次回の教育委員会のときに、この1か月間でいろんな調整をしたものを踏まえて、もう一度、再度上程させていただくのはいかがでしょうか</p>
教育長	<p>それでは12号は継続審議ということで決めたいと思います。よろしく願いします。</p> <p>次に議案第13号、「牛久市就学援助規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。</p>
次長兼学校教育課長	<p>議案第13号は、牛久市就学援助規則の一部を改正する規則についてでございます。</p> <p>今回、現行の規則の改正についてはおおむね様式の変更をちょっと行っております。実は、1回目の就学援助の支払いのときに、ちょっとした不払いがありまして、赤の他人に振り込んだわけではないのであれだったんですが、ちょ</p>

つとあと、就学援助のほうがかなり複雑になっていまして、ちょっと事務方のほうもやはり負担軽減したいというところと、あと保護者、申請者にもより申請手続を分かりやすくしたいというところがありまして、ちょっと様式等を変えさせていただきます。

大きく言うと、兄弟がいた場合、今までは片方にだけ書いてあればもう片方はほとんど真っさらで通しちゃっていたんですが、そうするとなかなかちょっとあの、チェックが難しいという感じで、そういったあたり、ちょっと両方に書いていただくような形の様式になっております。

まず、用紙1枚めくっていただいて、様式の一号です。吹き出しが入っている部分が主に改正した部分なんですけど、兄弟関係で、その辺りの関係を示すために誰の部分を出しているかとか、あと、家族全員の構成員を必ず書いていただくとか。あと裏側に行くと、住居の状況のところの分かりやすくするための説明ですね、書いていただくことによって相手方のメリットになるという、借家の場合はメリットになりますので、そういったあたり。あと、申請理由についてもどういふことを書いてくださいというようなこと、分かりやすくするために入れております。あと、中段以下、オンライン学習通信費、これについては、オンラインというか、ホームページ、WEB上から申請してもらうことによってその環境が整っているなっていうのを確認しています。一部紙でいただく場合もあるんですが、その場合は契約書類等をつけていただいて、出していただける状況もあります。別途申請が必要だということを書いています。あと、下の同意書、押印は廃止しました。

様式の2号、こちらは、意見書というのは今まで1枚1枚、1人ごとに学校長の意見を書いていただくようになったんですが、それも学校のほうの事務の簡略化を兼ねて、一覧表という形でつけていただきました。

様式の3号については、入学準備金といった、入学前に支給の請求をする場合の様式になっております。これについても、先ほどと同じような家族構成を書いていただいたり、兄弟の関係が分かるように、あと金融機関のコードを書いていただきます。そういった改正を行っております。

裏側についても先ほどと同じように、住居の状況と申請理由、あとオンライン学習、押印というあたりを行っております。

様式6号については「あて」というのを「御中」に変更したというような改正になっております。

そういった様式部分の改正を全般的に行っております。

以上です。

今回、3回新聞に載ったの、ご存じですか、うちのミスで、1つはこれだよね。

教育長

次長兼学校教育課長	<p>就学援助は発表していません。就学援助は、誤振り込みだったんですけれども、要はもともと給食費の口座として届けしてあったところに、こちらで振り込んだ。だから赤の他人に行ったわけではないので、個人情報の流出関係には絡んでいないということで、そこはしなかったんですが。</p>
教育長	<p>なるほどね。指摘を受けました。</p> <p>2件目、スポーツ振興課のほうで、牛久一中の教頭先生が土曜日だけ、体育館の開放。代表者と代表者の個人の電話番号を問い合わせに出してしまったと。</p> <p>3つ目が、昨日だけ。3つ目は、昨日だったんだっけ。給食、給食。昨日だけ、おとといだけ。（「20日の日に報道されて、次の日ですね」の声あり）パンの上にちょっと金属片が乗っているの、これは金属片の場合は報道出すと。ルールでね、出したと。取って、食べさせたと。なので、取って、そのものは食べさせていないんでしょう。</p>
吉原委員	<p>あれ、連絡いたただいて、よくこういう判断ができたなと思って。子供もすばらしいけれども、校長さんも、その段階で、間に合わなかったけれどもね、結果としてはね。ただ、あそこで気になるのは、製造過程じゃないのに、なんでその、配膳の過程でそれが入ったのかというのは、これは俺、学校のミスだと思うんですよね。</p>
次長兼学校教育課長	<p>その辺もまだ正確には分かっていないんですが、恐らく製造過程じゃないんじゃないかという、校長の判断で、それだけ除けば大丈夫かなという判断で食べさせた。</p>
吉原委員	<p>牛久南中の給食というと、私ら牛久南中の、近藤さんも知っていると思うんですが、給食配膳室でいたずらされるという、そういう時代を生きてくるんで、そういうのをちょっと浮かんじやったりしたんですよね。それでなければ。</p>
教育長	<p>じゃあ、これはいいですか、これで。</p> <p>それでは、議案第13号「牛久市就学援助規則の一部を改正する規則」について、賛成の委員は挙手お願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

<p>教育長</p>	<p>議案第13号について出席者全員の賛成を得る。</p> <p>次に、第14号「牛久市子ども読書活動推進計画（第3次）策定について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長兼 中央図書館長</p>	<p>議案第14号は、「牛久市子ども読書活動推進計画（第3次）策定について」委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>2枚目のA4の資料をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>1の計画策定の趣旨は、後ほどご説明をいたします。</p> <p>2の計画策定の経緯についてですが、昨年8月に、司書教諭、学校司書、指導主事、指導主事、読み聞かせ団体代表、当館司書等による第1回ワーキング会議を開催。9月には策定の基礎資料となるアンケートを実施し、翌10月の2回目のワーキング会議を経て、素案を作成。12月に庁内意見の照会とパブリックコメントを実施いたしました。そして、去る2月14日、図書館協議会の審議により、計画案の了承を得たことから、本日、議案として上程させていただいたところです。</p> <p>それでは、3計画の内容について、配付しておりますA3判2つ折りの資料、概要版の資料をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>こちらの概要です。まず、計画策定の趣旨です。</p> <p>本市では、市内の子供の読書活動を推進するため、牛久市子ども読書活動推進計画を策定し、様々な施策を展開してまいりましたが、このたび、5年ごとの見直しを行うタイミングで、子供の視点に立った読書推進を図るため、第2次計画を改定し、第3次計画を策定する運びとなりました。</p> <p>その下、計画の位置づけですが、子供の読書活動の推進に関する法律に基づいた国の計画と県の計画を基本として、本市の子供の読書活動の状況等を踏まえて策定する計画となっております。</p> <p>計画の対象は、第2次計画を踏襲して、0歳から18歳までとし、また、計画の期間は令和5年度から令和9年度までの5年間としています。</p> <p>なお、18歳は成人となりますが、本計画では、高校生も対象としたいことから、子ども読書計画ではございますが、18歳も対象としているところです。</p> <p>計画の基本理念は、先ほどの法律に掲げられた基本理念を引用しており、その理念を実現するための基本方針として、(1)子供が読書に親しむ機会の提供、(2)家庭、地域、学校などを通じた社会全体での取組の推進、(3)子供の読書活動への理解と関心を高めるための普及活動の実施を3つの柱として掲げています。</p> <p>資料を開いていただけますでしょうか。</p> <p>2ページ目には、第2次計画の成果、3ページ目には、第3次計画の特徴を</p>

記載してございます。

まず、昨年9月に実施したアンケート調査から考察する第2次計画の成果から簡略にご説明いたします。

このアンケート調査は、2歳児と5歳児の保護者、小学校2年生、5年生とその保護者、中学校2年生とその保護者、高校2年生を対象に実施いたしました。その結果、本が好きだと答えた子供の割合は、小学生で8割、中高生で6割を超える高い水準とあることが分かりましたが、小学5年生のみ大幅な縮小傾向にあり、一層の支援対策が求められるところです。

また、本が好きではないと答えた児童生徒の好きでない理由として挙げられたのが、文字を読むのが面倒という項目でした。これは、年齢が上がるごとに強まる傾向にあり、高校生では、回答の6割を占めています。小学校2年生は、唯一この項目が下がった学年です。しかし、代わりに上がったのが、どんな本を読んだらいいのか分からない。面白い本に会ったことがないという項目でした。ただし、これは、適切な選書あるいは案内によって、読書への印象が好意的になる可能性があるものとして考えております。

本が好きだと答えた児童生徒であっても、読書よりしたいと思うことは数多くあります。読書よりしたいこととして、最も多く挙げられたのが、テレビゲーム、スマートフォン、タブレットの項目です。例外的に、小学校2年生では、友達と遊ぶが前回アンケートから大幅に増加し、最も多い回答となりました。

今年度まで第2次計画の期間は、新型コロナウイルス感染症の流行により、施設の利用制限やイベント開催中止などが相次ぎました。従来、本に触れる機会として、新規来館を促すようなイベントに注力してきましたが、アンケートの結果を見るに、それが困難になったことで、一時的な集客が必ずしも継続的な読書活動へつながっているとは限らないという現状が浮き彫りとなりました。

続いて右側、3ページ目です。第3次計画の特徴に移ります。

第2次計画までの取組結果と、今回のアンケート結果から、たとえ何らかの原因で支援が途切れてしまっても、継続的な習慣の一つとして、読書という選択肢を取り入れてもらえるような支援をすることの必要性が分かりました。そこで、子供の視点に立った読書推進を図るため、魅力あふれる蔵書づくりとイベント内容の見直しを計画推進の核となる考え方として、様々な方策に盛り込み、第2次計画を改定いたしました。

第3次計画では、魅力あふれる蔵書づくりとして、子供たちが読みたい本を酌み取った子供たちにとって魅力的な蔵書構成を考えること、また、イベント内容の見直しについては、新規来館を促す、いわゆる一過性の集客にとどめるのではなく、継続的な読書につながるような企画を目指すとともに、本の紹介や案内を強化することで、読書機会の創出を行っていくことに注力してまいります。

最後、4ページ目です。

4ページ目は、計画の体系です。基本理念、基本方針のもとに、主な方策と、

	<p>その実施主体を体系的にまとめています。</p> <p>本編の16ページをご覧くださいませでしょうか。</p> <p>こちらにつきましては、概要版と同じ体系図なんですけど、概要版と違うところとして、主な方策のところページ番号が振ってあると思います。</p> <p>本編の17ページ目から始まる第2章は、この体系に沿った構成ではなく、おのおの実施主体が何をすべきかを明確に把握できるよう、例えば、17ページからは家庭、20ページは保育園、幼稚園、認定こども園、21ページからは小中義務教育学校と、実施主体ごとに、具体的な取り組む内容を記載しております。したがって、先ほどご覧いただきました16ページの体系図は計画の体系から見てそれぞれの方策がどこに記載されているのかを判別するインデックスの役割をになっています。</p> <p>以上が計画の概要となります。</p> <p>本編では、アンケート結果の詳細や確保方策の詳細を記載しておりますので、ご参照願えればと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第14号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に議案第15号「牛久市スポーツ推進計画策定について」事務局よりお願いします。</p>
次長兼スポーツ推進課長	<p>議案第15号「牛久市スポーツ推進計画の策定について」というところですが、今回、令和4年度にスポーツ推進計画のほうを策定するという事で進めてまいりました。</p> <p>この計画につきましては、スポーツ基本法の中で、各市町村の教育委員会で国の計画を参酌しながら整備していくことに努めなければならないとなっているものを受けまして、今回、策定のほうをしていきたいと思っております。</p> <p>こちらにつきましては、内容の説明のほうを補佐より説明させていただければと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
スポーツ推進課長補佐	<p>牛久市スポーツ推進計画のほうをご覧ください。</p> <p>こちらですね、スポーツ推進計画の策定過程につきましては、11月にお示ししたところでございますけれども、43ページ、一番最後のところに、計画の策定経緯がございます。こちら、今年度、牛久市スポーツ推進審議会を4回、あと教育委員会内での検討委員会において5回の審議を行って、牛久市スポーツ推進計画の策定を進めてまいりました。</p> <p>3ページのほうに戻りますけれども、こちら、計画作成に当たりましては、</p>

スポーツ基本法第10条の法律に基づいて策定するものとなっております。

こちら、ちょっと隣の2ページに計画の位置づけ、ございまして、計画の位置づけとしましては、牛久市の最上位計画が総合計画となります。次に教育大綱、続いて教育振興基本計画がございまして。牛久市スポーツ推進計画はその次の計画となります。

こちらの本計画につきましては、国や県の政策との整合を図りつつ、牛久市の最上位計画であります総合計画の方針に基づき、関連計画との整合を図りながら策定を進めてまいりました。本計画の期間は、最上位計画の総合計画の終期に合わせまして、令和5年度から令和14年度までの10年間を予定しております。こちら3ページのほうになります。こちらの計画策定に当たりましては、市民の方及びスポーツ団体、関連団体にアンケートを実施しまして、パブリックコメントを得て、素案を作成しております。

18ページをご覧ください。

こちら、牛久市スポーツ推進計画の基本理念としまして、生涯スポーツによる健康的で活気ある地域づくりを掲げております。市民の健康状態を将来高めることこそが、市を持続的に元気な状態に保つことにもつながると思っております。牛久市はスポーツを通して市民の健康状態を良好に保つこと、さらには、向上させることを目的とします。そして、健康であることのみならず、スポーツ文化の振興により、多くの人が集い、交流を深めることで、地域経済や産業の発展につながることを満たすことからの基本計画とさせていただいております。

20ページをご覧ください。

基本目標としまして、1番スポーツ活動の啓発から4番スポーツ施設の整備、ここまでは上位計画であります。教育振興基本計画と整合性を取りまして、ほぼ同じ内容となっております。

牛久市のスポーツ推進計画の特色としまして、5番の子供たちのスポーツの充実、6番、プロスポーツ団体や近隣市町村との連携強化というものを打ち出しました。

子供たちのスポーツの充実につきましては、子供たちの健やかな体づくりと体力向上を図ること。プロスポーツ団体や近隣市町村との連携による広域的な取組の推進につきましては、当局を通じた地方創生、地方経済や産業の発展を目指し、計画に盛り込んでおります。

牛久市スポーツ振興計画の策定について説明ではありますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上であります。

議案第15号について質疑を受けるが質疑なし。

出席者全員の賛成を得る。

教育長	<p>次に報告第5号「牛久市文化芸術振興計画における進行評価について」、事務局よりお願いします。</p>
文化芸術課	<p>私のほうからは報告第5号「牛久市文化芸術振興計画における令和3年度の進行評価について」報告をさせていただきます。</p> <p>こちらにつきましては、昨年、令和4年の12月16日に、第2回牛久市文化芸術振興審議会を開催いたしまして、本日お配りしております資料の最終的なご審議をいただきまして、確定した評価でございます。</p> <p>こちらの、資料のまず様式2と書いてありますグラフでございます。こちらのグラフの青い点線の部分が、担当課の自己評価、赤の線、円い線のほうが、審議会のほうの評価となっております。</p> <p>その後でございます資料でございますが、補記とございますのは、委員長の総評でございます。</p> <p>開けていただきまして、4ページ中段からの4番、各委員からの具体的提言につきましては、恐れ入りますが、お読み取りいただきたいと存じます。</p> <p>本日は、評価をいただきました中期計画の中から、評価の高かったものとして、よかったものからそれぞれ1つずつ取り上げさせていただきます。今後の事業展開にどのように生かしていきたいかについてご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それではこの様式2の円グラフのほうと、先ほど申し上げました4ページからの、各委員からの具体的提言を併せてご覧いただきながら、お聞きいただきたいと思っております。</p> <p>まず、審議会評価と担当者評価、どちらも高かったものにつきましては、円グラフのところで見ていただきますと、1-1-1子供の感性を育てる。それから、2-1-1文化財を保護する。2-1-2文化芸術に寄与した先人を顕彰する。2-3-1の文化芸術資料を未来に託す。このようなものとなっております。</p> <p>この中で、1-1-1であります子供の感性を育てるにつきましては、コメントの中で、本物に触れることはどんな言葉より大切な体験。そして、次善の策としては、現在のICT環境を有効な手段としてはどうかというご意見を頂戴しております。また、伝統文化を学ぶ機会の提供は、生徒の一生の宝となるものであると、そういった、そこで積極的に行うことが望ましいというような、ご意見を頂戴しております。これにつきましては、次年度以降の小中学校芸術鑑賞事業などの各事業を生かす方向で検討させていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、審議会評価と担当課評価、どちらも低かったものにつきまして、ご紹介させていただきます。</p> <p>円グラフの中では、1-1-2にあります次世代を担う人材を育てるというところと、それから3-1-1にございます文化芸術コミュニティの形成を促進する。その辺りかと思われまして。コメントの中で、コメント以前に、基本計画の中で、次世代を担う人材を育てるという部分につきましては、未来の人材を育てるための多様な発表の機会を提供すると。それから、文化芸術活動に日常的</p>

	<p>に触れる機会を提供するという事は、ある程度達成できたと考えておりますが、それらが直接、企画運営力のある人間、人材を育成することにつながることはなかなか難しいと担当課と審議会も考えております。そのために、今後はさらに手法を工夫したり、例えばワークショップや講習会の内容の工夫ですとか、それからまた学校とのさらなる連携により、文化芸術と文化財、学びの場の提供を考察していきたいと考えております。</p> <p>最後になりますが、3-2-1の広報を強化するについて触れさせていただきます。いろいろな情報につきまして、必要な年代層の皆様タイムリーに届けることを目指しながら、SNSはもちろん、時には行政回覧ですとか、自主事業においては、小中学校へのチラシの配布など、紙媒体での情報発信も併せまして、考慮してまいりたいと考えております。</p> <p>文化芸術及び文化財や郷土牛久の偉人の顕彰などの文化技術の様々な取組については、広く市の内外に向けて発信できるように、次年度以降も審議会の皆様のご助言、アドバイスを重く受け止め、各事業に生かしてまいりたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>何か質問ありませんでしょうか。いいですか。</p> <p>これ、スポーツ推進計画に戻って、2ページに、牛久市がっていう、牛久市の総合計画があつて、教育大綱があつて、教育振興基本計画があつて、牛久市スポーツ推進計画って非常に分かりやすいんですが、読書のほうになると、上位計画が子供の読書活動推進の法律と子供の読書活動の推進、パラパラパラと下りてくるんだけど、ここにはあんまり牛久の総合計画や教育大綱は関係ないのかなと思って。</p>
生涯学習課長兼 中央図書館長	<p>法に基づいた計画ということで、国、県、市と下りてくる。</p>
教育長	<p>そうすると、牛久の総合計画や教育大綱は関係ないの。総合計画の中に入ってくるわけではないんだ。</p>
生涯学習課長兼 中央図書館長	<p>総合計画の中には図書館基本計画というものが別にございまして。</p>
教育長	<p>それはそれでまた別なの。</p>
生涯学習課長兼	<p>それは、はい、これは子供の読書に関連したものに特化したもので、図書館</p>

中央図書館長	基本計画は当市の図書館の運営について。
教育長	つまりこれは牛久の総合計画や教育大綱の下に入ってこないってことだ。
生涯学習課長兼 中央図書館長	体系的には、そうですね。
教育長	入ってこないものが別に入ってきているわけだ。計画としては。
生涯学習課長兼 中央図書館長	国県から市町村で独自に策定しなさいというふうに来ております。
教育長	そうすると、総合計画や教育大綱関係なくできてくるということ。
生涯学習課長兼 中央図書館長	ただ、整合性はもちろん取らなきゃいけないんですが、はい。
教育長	いやそんなものがボコボコいっぱいできていいのかなと思ってさ。今のこの文化のほうも、上から本当は、総合計画や教育大綱が下りてくることはないんだ。糸賀課長のほうも。
文化芸術課長	牛久市文化芸術振興基本計画、これつくらせていただいたときに、その上位法として教育基本計画はあるんです。
教育長	教育振興協議会の下にそれがあること。
文化芸術課長	はい、そういう考えでつくっています。
教育長	教育大綱があって、教育基本計画があって、その下にスポーツ推進課と同じような流れで、牛久市あって総合計画あって、教育大綱あって、教育振興基本計画があって、その下についていう考え方。

文化芸術課長	<p>その考えです。この内容についての施策があつて、それを毎年ご審議いただいております。</p>
教育長	<p>なるほどね、でも図書館は関係ないんだ。今いっぱいできたわけね。ドンドコドンドコできてくるんだけど、何か市として統一取って、何か目指す頂上同じになっていったほうがいいのかなみたいなことをちょっと見ながら感じて、どんなもんかなと思って。</p>
教育長	<p>ちょっと疑問を1つ投げたところで、次に報告第6号「牛久市スポーツ推進委員の退任について」事務局よりお願いします。</p>
次長兼スポーツ推進課長	<p>報告第6号「牛久市スポーツ推進委員退任について」ご報告させていただきます。</p> <p>令和3年度、4年度に委嘱しておりました清水扶美子様、それから馬場久夫様、吉本和美様、岡野正晴様より、任期満了により、3月31日をもって退任したいとの届出が提出されました。</p> <p>こちらは資料のほう、1枚めくっていただいて名簿があるんですけども、17番から20番までの方になります。</p> <p>清水様におかれましてはスポーツ推進委員通算21年11か月、馬場様におかれましても13年と7か月、吉本様におかれましては7年と8か月、岡野様におかれましては1年11か月という期間で、推進の活動に貢献をしていただきました。</p> <p>今回、ご本人から任期満了に伴い、継続の確認をさせていただいたところ、退任を希望されたということですので、今回、4名の方が退任となります。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>これ、スポーツ推進委員って、専門分野があつたんじゃないかって、卓球だ野球だつてあつたんじゃないかって、もともと。清水さん、馬場さん、吉本さん、岡田さんって退任すると、何かのスポーツの専門分野がなくなっちゃうみたいな不具合はないんですたつて。</p>
次長兼スポーツ推進課長	<p>基本的には、現状ではそういったところはないんですけども、主に活動として一番大きいのが今3地区の交流会のほうを見ていただいているというのが</p>

<p>教育長</p>	<p>一番大きいのがありますので、そちらについて、4名の方今回退任ということで、この後10号のほうで新任ということで入ってまいりますので、活動自体には影響が出ないと考えております。</p> <p>分かりました。</p> <p>次に報告7号「牛久市幼稚園バス運行に関する内規について」事務局にお願いします。</p>
<p>次長兼学校教育課長</p>	<p>報告7の「牛久市幼稚園バスの運行に関する内規について」ご報告させていただきます。</p> <p>前回の幼稚園バス運行に関する規則を制定した際に、第2条のところで、バスの利用することができる対象者として、在園する園児とあと、ただし必要に応じて園児の保護者の利用も可能とするという情報も入れておいたんですが、その園児の保護者の利用について、どんどん拡大していってしまうので、一定の縛りが必要じゃないかというところがありまして、それを受けて内規を定めたものであります。そのほかにも、別に定めるということで、2条の3項のほうに運行路線と運行時刻、あと、6条の2項のところに、安全管理マニュアルというのが出てきますので、それらを含めて今回一応内規ということで定めさせていただきました。</p> <p>まず、対象者につきましては、規則の2条1項、必要に応じて園児の保護者利用も可能とするというのは次に定めるものとするということで、3項目。まず、園児自体に障害があつて、保護者の支援が必要な場合の付添いという意味合い、また、園児が不安定であつて、保護者の付添いがないと乗れない場合ということで2点、あと3点目としては、その他園長が保護者の同乗が必要と認めた場合というものも使えるような項目も定めておりますが、1点目2点目が基本になってくるのかなというふうに考えます。</p> <p>2番目、運行路線及び運行時刻についてなんですけど、これについては、1枚めくっていただいて、こういった経路でまいります。今回のバスについては、第1と第2を結ぶだけということを考えておりまして、民間の路線、幼稚園バスのようにお迎えに行くという感覚ではございません。牛久小のところに、牛久沼のほうに向かって頭を向けて止まって、そうすると牛久小の側に乗り降り口が、乗降口が来るかと思うので、そちらからお乗りいただいて、四国屋のところから出て、旧道を出て、6国に出るという形で行って、ひたち野のところ、その駅前過ぎたあたりの大きいところに入っていただいて、ガソリンスタンドに入っていただいて、ひたち野中の先から曲がって、これ全部バスの走行確認しております。バックで入れれば第一幼稚園の一番端、車の枠で2枠だけ空けておけばバスを真っすぐ止めれば全く問題なく止められるということで、幼稚園の中まで入れるということで、安全に乗り降りできるということを確認し</p>

	<p>ております。</p> <p>時刻については、行きは8時半出発で20分程度で到着、8時50分到着。帰りについては、2時50分に第一幼稚園を出て、第二幼稚園3時20分ということで考えております。当然1名の添乗をつけるというような形でローテーションを考えております。</p> <p>あと、その次に、安全管理マニュアルということで、これは他市町村のものや上からのものを参考にしてみました。</p> <p>まず当園時については、チェック項目として、運転手の体調管理とアルコールチェックは当然のことながら、車両の点検、今回バスに置き去り防止装置というのがつきまして、これは簡単な装置でエンジンを切るとバスの一番最後尾でブザーが鳴って、そこまで歩いて行って止めない限りは、鳴りっ放し。最終的には強制的に車内を運転手は歩くしかないというような装置です。その作動の確認であったり、ドライブレコーダーの確認。あと、幼稚園職員については、同乗する幼稚園職員については、当日出欠を確認して、乗車の名簿を一応保持するというので、これは他の職員等と共有して、ということです。</p> <p>次のページ、乗車時においては、添乗の職員が子供の顔を見ながら点呼して、あと乗車名簿と突き合わせるという形で、人数を確認します。降車時においては、やはり子供の顔と点呼により確認して、記録という形を行います。さらに、添乗の職員と運転手で見落としがないか車内の先頭から最後尾まで歩いて、全体を見回り、確認するという形を取ります。</p> <p>帰ってからも何回も、車のほう、エンジン停止すると思います。その段階で警報が鳴りますので、そこでももう一度運転手は、後方の装置のブザーで止めに行く形で、その際に車内全体を点検する形になります。</p> <p>あとコロナ対策で、アルコール消毒というのが入っております。</p> <p>降車時においても、降園時、帰るときにおいても基本的に同じような動作の繰り返しという形になっております。こういったマニュアルで行っていきたいというふうに考えています。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>質問ないでしょうか。</p> <p>はい、吉原委員。じゃあ、宮本委員からどうぞ。</p>
宮本委員	<p>ただ単に、文言だけなんですけども、安全マニュアルで、マニュアルなので、例えば降車時、子供が全員降車後ということで、首席管理責任者に報告する。言葉、何々しているとかじゃなくて、何々する。その次のページもしているというのを全部するに変える。あるいは、降車時、降車後、運転手は降車した子供の安全を確認してから発車しているのを、発車させる、あるいは発車する。そういう、ちょっとした語尾だけ訂正していただければと思います。</p>

吉原委員	<p>すみません、ちょっと確認なんですけれども、登園時、事前準備、運転手は体調管理に努め、体温や体調に異常がないことを園に報告する。酒気帯びの有無については、アルコール検知器を用いて確認を行う。その確認の内容を記録し、1年間保存することと、こうあるんですけれども、これは自己申告ということによろしいんですか。誰かがチェックするんじゃないかと。</p>
次長兼学校教育課長	<p>基本的に公用車もそうなんですけど、全部アルコールチェックをやっておりまして、今、公用車のほうはやってないんですけども、基本的には乗るたびにアルコールチェックして、別の人判定をするような形になっています。同じような車両管理法となって、バスの車両管理法なんで、そういう形。そこに、この場合はやっぱり業務として、特に運転士ですから、きちんとアルコール検知器を使って。今後公用車もそうなるかと思うんですが。</p>
吉原委員	<p>細かいこと言ってごめんね。素人だから。こういうことがある程度分かっていないと、せっかくマニュアルつくるんだけど、外部は一切チェックできないわけだね。だから、例えばこの、アルコールの検知確認をするのを、第三者が確認しているってことが分かれば、ちょっと安心だよ。だって、大きなバス会社だって、これ、自己申告でやっちゃって、大きな事故を起こすっていうのが過去にいっぱいあるわけなので、その辺がやっぱり公的なものというのは、より強くきちんと決めてあったほうがよろしいのかなって、ちょっと文言だけでは、信用できないというか。すみません。</p>
教育長	<p>これ、園に報告とあるけれど、誰に報告するの。</p>
次長兼学校教育課長	<p>どこですか。</p>
教育長	<p>登園時、運転手、運転者体調管理、体温や体調に異常がないことを園に報告するという。</p>
次長兼学校教育課長	<p>来て、そのときに添乗者に報告してもらえないかなと思うんですが。</p>
教育長	<p>運転手が添乗者に報告するのね。園にというのは。</p>

次長兼学校教育課長	園との接点はそれが最初なので、それで。
教育長	園長いないものね。
次長兼学校教育課長	園長いないです、はい。異常があれば異常があると言ってもらえば、そこから添乗者から園のほうに連絡を入れて、どうしますかという話になると思うので。
教育長	添乗者のほうがね。
次長兼学校教育課長	添乗者がそこ、仲立ちをしてもらうしかない。
教育長	なるほど。よろしいでしょうか。 次に、報告第8号「令和5年度学校医・学校薬剤師の委嘱について」事務局よりお願いします。
次長兼学校教育課長	報告8号については、「学校医及び学校薬剤師の委嘱について」の報告でございます。 今回、4名の方が変わっております。 1番後ろの一覧表を見ていただいたほうが早いと思うんですが、まず学校医の先生ですけれども、向台小園部先生、もうかなり長くお世話になっている先生でございます。こちらが今回変わりました、土肥先生、さくら台土肥クリニック、みどり野のメインの通りの6国側から来て右側のほうにあります。園部先生越して、その先の右側です。そちらの先生。医師会のほうから紹介いただいております。 あと、薬剤師が3名ということで、まず牛久小、ひたち野薬局東店の月井先生から、さんさん薬局牛久柏田店の寺田先生ということで、変わっております。これ、さんさん薬局というのは、市役所の職員駐車場のところ、河村、あそこに最近作った、そこらしいです。そちらの寺田さんに変更しております。 あと、ひたち野小のほうは、逆に鈴木薬局さんからひたち野薬局東店の月井先生、これは小倉胃腸科のところに変更しております。 あと、下根中のほうが今度鈴木薬局のほうからひたち野薬局東店小倉胃腸科のところの石岡先生に変更しております。

<p>教育長</p>	<p>あと、最後に牛久南中のほう、こちらがむぎのは薬局ひたち野店の石岡先生のほうからあおば薬局、これは、駅の近くのスギウラの近くです。そのあたりの薬局です。そちらの冬室先生、薬剤師さんのほうに変わっております。</p> <p>質問等ないでしょうかね。</p> <p>次に、報告9号「産業医の委嘱について」をお願いします。</p>
<p>教育企画課長</p>	<p>中根小学校は、教職員は50人以上いますので、産業医を置かなければならないと思っておりますので、産業医を委嘱しています。</p> <p>このたび、ひたち野ファミリークリニックの高野先生に今までお願いしていたんですが、都合により退職、退任ということですので、後任として、いずみ内科医院の泉憲治先生をお願いしたいと思います。いずみ内科医院は、牛久町旧6号国道沿いにあるお医者さんです。ちなみに、泉先生は牛久一中の校医も現在務めていただいております。</p> <p>以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>では、報告、次、10号、をお願いします。</p>
<p>次長兼スポーツ推進課長</p>	<p>「令和5・6年度の、スポーツ推進委員の委嘱について」になります。</p> <p>こちらにつきましては、先ほど6号のほうで退任のほうのご報告をさせていただいたんですけども、新たに5年度、6年度、3年度、4年度やっていた方への継続調査によりまして、16名の方、継続してまた務めていただけるということでお返事をいただきました。それに加えて、新任ということで3名の方、ご推薦をいただきまして、ご本人にもオーケーをいただいている状況になっております。</p> <p>資料の一番後ろになります。名簿、19人ということで、書かせていただいております。下の17、18、19、この3名が新任の方という形になります。</p> <p>まず、山口様ですけども、野球、テニスをやっていた方です。</p> <p>蔭山様につきましては、野球、テニス、マラソンと、幅広くスポーツのほうに携わった。</p> <p>市田様につきましては柔道、卓球、この方は南、牛久市南のほうで、市田整骨院、柔道整復師の方がやっているような、体を治すところ、旦那さんのほうも一緒にやっているんですけども、柔道のほう、そしてあと卓球のほうも携わったことがあるという方になります。</p> <p>こちら、スポーツ推進委員につきましては、すいません、報告第10号、1</p>

	<p>枚めくっていただいて概要のほうにありますとおり、スポーツ基本法第32条、この規定に基づいて設置しているものになります。</p> <p>職務としましては、住民の求めに応じてのスポーツの実技指導と住民スポーツ活動の促進、組織育成を行う。学校、生涯学習センターその他で、行政機関が行う行事または事業に関し協力することなど、6項目となっております。</p> <p>今回、19名の方に4月から市民のスポーツというのを活動のほうをお手伝いしていただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うんですか。少し高齢化はしておりますよね。中学生の部活の指導には難しいのかなと思ったり。</p>
次長兼スポーツ推進課長	<p>蔭山さんは、年齢**歳の方ですので、まだ全然。</p>
教育長	<p>ああ、こういう方なのね。</p>
次長兼スポーツ推進課長	<p>あとは、市田さんなんかは、本当柔道協会のほうにも携わっている方で、そういった方にご協力をいただきます。</p>
教育長	<p>地域スポーツ、今後ともよろしくお願いします。よろしいですか。</p> <p>次に報告第11号「牛久市大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について」事務局説明をお願いします。</p>
教育企画課長	<p>これについては市内の高校の部活の生徒が大きな大会に出たときに、交付されるものなんですけれども、補助の対象となる経費について、具体的に規定がなかったものですから、新たに説明をいたしました。資料は3枚めくっていただいて、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>改正案のほうの右側のほうの第2条の2というところで、補助金の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当する場合とするということで、(1)、(2)、(3)、具体的に用途を明記しました。監査から、実は監査のほうから指摘がありまして、いろんな経費に使われている傾向があったので、ちょっと厳しく縛りを決めたいというふうに考えております。</p>

教育長	<p>以上です。</p> <p>以上で本日の議事は終了いたしました。 これで3月の定例会を終了いたします。 次回の定例会は4月20日、リフレビル4階第3回会議室、1時30分から行います。</p>
-----	---